

受付年月日	平成 年 月 日
伺年月日	平成 年 月 日
決裁年月日	平成 年 月 日

常務理事	事務長	担当者	

資格取得日	平成 年 月 日	標準報酬月額	千円
資格喪失予定日	平成 年 月 日	喪失時区分	半期・全期 → 月納
還付金対象月	平成 年 月 から 平成 年 月 まで ヶ月分		
還付金額	円	還付理由	
一般保険料 (基本・特定)	(基本 円 特定 円)	特定受給資格者等の国民健康保険料(税)の軽減制度加入に際する申出による還付	
調整保険料	円		
介護保険料	円		

申 出 書

特定受給資格者等の国民健康保険料(税)の軽減制度加入に際し、平成 年 月 日に行った任意継続保険料の前納については、初めからなかったものとするよう申出を行いますので、前納した保険料について精算していただきますようお願い致します。

任意継続被保険者が記入する欄	被保険者記号・番号		記号	9000	番号	
	任意継続被保険者	フリガナ			印	生 年 月 日
		氏 名	(氏)	(名)		昭和 平成
		フリガナ				
		住 所	〒 - TEL ()			
	振込指定金融機関名	_____ 銀行 _____ 支店 普通No. _____ 口座名義人 _____				

【記入上の注意及び添付書類】

※上記太線枠内「任意継続被保険者が記入する欄」のみ記入・押印し、「雇用保険受給資格者証の(写)」を必ず添付し、届出して下さい(記入・押印もれや添付書類のない場合は、受付できません)。

上記のとおり必要書類を添えて申出致します。

平成 年 月 日

フォーラムエンジニアリング健康保険組合理事長 殿

受付日付印

【留意事項】

- ※この申出書は、任意継続被保険者制度の保険料の前納を初めからなかったものとする事ができる書類です。尚、この申出書により、年4分の割引もなかったこととなります。
- ※この申出書により、保険料の支払方法が前納から月納へ変更となり、申出を行った月を含む保険料を差し引いた金額が還付されます(前納した保険料が全額還付される訳ではありません)。
- ※この申出書により、保険料の支払方法が前納から月納へ変更となることから、申出があった月の翌月10日(月納保険料納付期日)までに保険料の納付がなかった場合は、健康保険法第38条第3号の規定に基づき、期日の翌日に資格が喪失となります。その為、申出を行った場合に、直ちに任意継続被保険者の資格が喪失するものではなく、月納保険料を納付期日までに納付しなかったことによって初めてその資格を喪失することになります。